



2. 無償化の申請方法について（施設等利用給付）

- 3歳から5歳までの児童は、保育施設等を利用する児童の保育料が無償になります。
- 0歳から2歳までの児童は、保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児童の保育料が無償となります。詳細は下記をご覧ください。

1. 無償化上限額、対象、申請手続きの有無

下表で無償化申請の提出が「必要」となっている場合は、次ページの「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

利用する施設	保育を必要とする事由 (P6参照)	無償化となる児童の年齢	条件	認定区分	無償化の上限額 (月額)	無償化申請の提出
・公立保育所 ・認可保育所	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	2号認定	保育料無償	不要
		0歳～2歳 (0歳から3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	3号認定		
・認定こども園 ・私立幼稚園	ない	3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	1号認定	預かり保育：11,300円	必要 (次ページの申請が必要です。)
	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	2号認定 <small>※私立幼稚園は不可</small> 新2号認定		
・新制度未移行幼稚園 (ヨゼフ幼稚園、沖縄アミックスインターナショナル幼稚園)	ない	3歳～5歳 (満3歳になった後)	-	新1号認定	入園料・保育料：25,700円	必要 (次ページの申請が必要です。)
	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	入園料・保育料：25,700円 預かり保育料 450円×利用日数 (ただし、11,300円が最上限)	
		満3歳となった日から最初の3月31日まで	市民税非課税世帯	新3号認定	入園料・保育料：25,700円 預かり保育料 450円×利用日数 (ただし、16,300円が最上限)	
・認可外保育施設 (令和6年10月以降は、沖縄県指導監督基準を満たしている施設のみ対象) ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター ※複数利用可	ある	3歳～5歳 (満3歳となった後の4月1日から小学校就学前まで)	-	新2号認定	保育料：37,000円	必要 (次ページの申請が必要です。) ※保育所の利用申込を行い「保育の必要性の認定」を受けている場合は不要。
		0歳～2歳 (0歳から満3歳になった後の3月31日まで)	市民税非課税世帯	新3号認定	保育料：42,000円	

※給食費や送迎費、行事参加費などの実費徴収は保護者負担となります。

※満3歳の受け入れに関しては、施設によって受け入れ状況が異なります。

※新1～3号認定とは、令和元年10月に開始した幼児教育・保育無償化制度において、認可外保育施設や新制度未移行幼稚園、預かり保育等を利用した際に、無償化の対象となるために受ける必要がある認定で、認可保育所等を利用する際に受ける従来の1～3号認定とは異なります。

※認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンターは併用して上限額まで無償化を受けられますが、その他の施設とは併用不可です。

【重要】

保育を必要とする事由が無くなったことにより、年度途中で認定期間が満了となった場合は、満了日以降は無償化の対象となりません。引き続き無償化を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、認定期間が満了となる前に保育こども園課にて手続きをください

■転入・転出の場合は、手続きが必要です。

「うるま市への転入」、「市外への転出」の場合、居住する市町村で改めて無償化の申請、認定が必要です。

2. 無償化の申請方法について（施設等利用給付）



(1) 申請手続き

- 前ページの表で「無償化申請の提出欄が必要」となっている場合は、事前に下記の手続きが必要です。
- 手続きに不備がなく、認定を受けるとその後から無償化を受けることができます。
(遡っての認定は出来ませんので、お早めに申請ください。)

- ① 提出先 うるま市保育こども園課（東棟 2 階）
- ② 必要書類 下表のとおり



【必要書類一覧】*申請書様式は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

利用する施設	保育を必要とする事由	必要書類	備考
・新制度未移行幼稚園	なし	「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 1 号)	ヨゼフ幼稚園、アミークス等
・新制度未移行幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認定こども園（1 号認定）・私立幼稚園 (預かり保育を利用している場合)	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照)	
・認可外保育施設 ※令和 6 年 10 月以降は沖縄県指導監督基準を満たした施設のみが対象 ・預かり保育 ・病児保育 ・ファミリーサポートセンター	あり	1. 「子育てのための施設等利用給付認定書」 (法第 30 条の 4 第 2 号・第 3 号) 2. 保育を必要とする事由が証明できる書類(P6 参照) 3. 課税証明書（0 歳～2 歳の場合のみ）	沖縄県指導監督基準を満たしているかは、下記の QR コードから確認できます。

※施設等利用給付においては、みなし育休での申請はできません。

※確認を受けた施設が無償化の対象なので市ホームページ（下記 QR 参照）にてご確認ください。

(2) 認定を受けた後の無償化の流れ

- 無償化の方法として、「①法定代理受領」と「②償還払い」がありますが、施設によって異なります。
- 無償化の方法が①、②どちらになるか、利用する施設へお問い合わせください。

①法定代理受領

施設が保護者に代わり、無償化の費用をうるま市に請求するので、上限の範囲内で、施設への保育料等の支払いが不要になります。

②償還払い

I. 保護者が施設に保育料等を支払います。

II. 「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 兼 提供証明書」を施設からもらいます。

III. 保育こども園課にて「施設等利用費請求書」を記入し、II を添付して市へ提出します。

IV. 後日、市から保育料等が払い戻されます。

(請求の期限は、保育サービスを利用した翌月 1 日から起算して 2 年間です。2 年を過ぎた月分は請求することが出来ませんのでご注意ください。)

【市民税非課税の考え方】

令和 6 年 8 月分までの保育料等が無償になるかは、令和 5 年度が非課税であるかで判断し、令和 6 年 9 月分以降の保育料が無償になるかは、令和 6 年度が非課税であるかで判断します。

年	令和 6 年										令和 7 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
課税	令和 5 年度の課税額で判断 (令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月の収入)					令和 6 年度の課税額で判断 (令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月の収入)							

幼児教育・保育の無償化についてはこちらから

<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/800/1957>

